

国庫補助負担金改革に関する提言

国庫補助負担金改革にあたっては、真の地方分権を実現していくために、地方の自由度を高め、自立した行政運営ができるよう、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地方の自由度を高める国庫補助負担金の地域自主戦略交付金化と必要額の確保

市町村向け補助金等の地域自主戦略交付金化の具体の制度設計に当たっては、先行する都道府県の運用状況を踏まえ、国と地方の協議の場等で都市自治体と十分協議し合意形成を図り、次の措置を講じること。

- (1) 総額については、従来の補助金等の総額を縮減することなく事業の執行に支障が生じないよう、必要額を十分に確保すること。
- (2) 配分については、継続事業や団体間・年度間の事業費の変動、条件不利地域等に配慮するとともに、地方交付税制度との整合性に留意すること。
また、交付額については、積算根拠を明らかにし、予算編成等に支障が生じることのないよう、早期に明示すること。
- (3) 市町村の自由裁量拡大に寄与しない義務的な補助金等や一部事務組合等に対する補助金等は対象外とすること。
- (4) 地方の自由度を高める観点から、国の事前事後の関与を極力縮小するとともに、手続等の事務負担の軽減を図ること。
- (5) 地域自主戦略交付金はあくまでも、国と地方の役割分担に応じた適正な税源配分が行われるまでの過渡的な措置とし、その全体のスケジュールを明らかにすること。

2. 国庫補助負担金改革の推進

国庫補助負担金については、地方分権の理念に沿って、国と地方の役割分担を再整理し、明確化した上で、真に国が責任をもって負担すべき分野を除き、廃止・一般財源化を行い、補助率の引下げや補助対象の縮減等地方への一方的な負担転嫁は断じて行わないこと。

また、超過負担が生じないよう、必要額を確保するとともに、交付申請の事務手続についても簡素合理化を図ること。

3. 補助対象財産処分手続の弾力化

国庫補助負担金を受けて整備された公共施設の財産処分について、地域の実情に応じた対応が可能となるよう負担軽減と一層の弾力化を図ること。

4. 東日本大震災関係

- (1) 東日本大震災の復旧・復興に係る補助金等は、通常の補助金等とは別枠で確保すること。
- (2) 被災自治体への補助金等の交付については、被災自治体の意見を踏まえ、早期交付等により資金需要に臨機に対応するとともに、交付手続の簡素合理化を図ること。